
米国包括通商競争力法 1377 条に基づく 2004 年審査結果に対する
日本政府のコメント

米国包括通商競争力法 1377 条レビューは、米国自身の判断により電気通信分野における「通商合意」の運用と有効性を審査し、他国に対する措置を決定する際の前提とするものであるが、我が国としては、このような一方的なアプローチをとることを容認する条項が存在すること自体、懸念を有しているところである。

本レビューで取り上げている多くの事項は、事業者間の個別の問題であり、本来、まずは電気通信事業法の規定する意見申出、総務大臣による命令・裁定、あるいは電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった手続を最大限活用して解決を図るべき事項である。事業者からこのような手続がとられていない個別の事項について、本レビューのように、安易に政府間の問題として持ち出す姿勢を改めていただきたい。

本レビューの具体的項目について、以下のとおりコメントする。

1. 標準化技術について

特定の米国企業の技術を採用して 2010MHz 付近の周波数の使用を希望する日本企業からの実験局の免許申請については、審査を終えて免許を付与した。

なお、総務省が第3世代携帯電話用に 2010MHz 付近で周波数割当てを行うことを表明した事実はなく、現在、情報通信審議会において、IMT-2000 の技術の進展について調査を行っているところである。

2. 携帯着信料について

我が国では、携帯の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超える場合には、総務大臣が接続約款変更命令を発することができることとされており、事業者等から意見申出を行うことも可能である。また、携帯の接続料が高いとして協

議が調わなかった場合には、命令の申立や裁定の申請又は電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁手続といった法律上の仕組みを活用することも可能となっているが、これまで米国事業者から当該手続を利用した申請等を受けた事例は無い。

3．既存事業者からの独立性について

我が国の情報通信分野の現状を見ると、世界で最も高速かつ低廉なブロードバンド化や世界に先駆けた3G携帯電話の普及など、世界的にみても大きな成果を上げているが、これは総務省の公正・中立かつ競争促進的な政策が有効に機能したことを示すものである。我が国においては、パブリックコメントを含め透明な手続を経て、WTOルールに整合的で公正・中立な政策を行っている。

4．その他の事項

NTT東西の接続料の算定は、長期増分費用モデルで算定した原価をトラヒックで除することにより行っており、今回接続料が引き上げとなったのは、主に携帯電話の普及やブロードバンド化に伴い固定電話のトラヒックが減少したためである。

なお、総務省では、このような環境変化を踏まえた2005年度以降の接続料の算定方法については、現在検討しているところである。